（財務諸表等の閲覧期間）

第十五条　機構に係る通則法第三十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

（短期借入金の認可の申請）

第十六条　機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　借入れを必要とする理由

二　借入金の額

三　借入先

四　借入金の利率

五　借入金の償還の方法及び期限

六　利息の支払いの方法及び期限

七　その他必要な事項

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産）

第十七条　機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに内閣総理大臣が指定するその他の財産とする。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）

第十八条　機構は、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　処分等に係る財産の内容及び評価額

二　処分等の条件

三　処分等の方法

四　機構の業務運営上支障がない旨及びその理由

（通則法第五十条の六第一号に規定する主務省令で定める内部組織）

第十九条　機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として内閣総理大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として内閣総理大臣が定めるものであって再就職者が離職前五年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあっては他の現内部組織）が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（通則法第五十条の六第二号に規定する主務省令で定める管理又は監督の地位）

第二十条　機構に係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして内閣総理大臣が定めるものとする。

（積立金の処分に係る申請書の添付書類）

第二十一条　機構に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（以下この条において「令」という。）第二十一条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　令第二十一条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度（以下単に「期間最後の事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表

二　期間最後の事業年度の損益計算書

三　期間最後の事業年度末の利益の処分に関する書類

四　承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和八年四月一日から施行する。

（独立行政法人国立女性教育会館に関する省令の廃止に伴う経過措置）

第二条　独立行政法人国立女性教育会館に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十一号）は、廃止する。

第三条　機構法附則第三条第四項の規定により機構が行う報告書の提出及び公表並びに同条第五項第一号の規定により機構が行う業務については、前条の規定による廃止前の独立行政法人国立女性教育会館に関する省令第五条及び第十条から第十一条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第五条第一項中「会館は」とあるのは「独立行政法人男女共同参画機構（以下この条において「機構」という。）は」と、同項の表及び第二項中「会館」とあるのは「機構」とする。

（承継時の償却資産に関する経過措置）

第四条　機構の成立の際機構法附則第四条第一項の規定により機構に出資されたものとされる資産のうち償却資産については、第十条第一項の指定があったものとみなす。

（機構の内部組織等に関する経過措置）

第五条　機構に係る機構法附則第六条において読み替えて適用する通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立女性教育会館（以下この項及び次条において「旧会館」という。）の内部組織として文部科学省令で定めるものは、機構法の施行の日の前日に存していた旧会館の理事長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるもの（次項において「解散時内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　機構に係る機構法附則第六条において読み替えて適用する通則法第五十条の六第一号に規定する当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織のうち、解散時内部組織が行っていた業務を行うものとして内閣総理大臣が定めるものとする。

（機構の管理又は監督の地位に関する経過措置）

第六条　機構についての旧会館に係る機構法附則第六条において読み替えて適用する通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

（積立金の処分に関する経過措置）

第七条　独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第十条第二項に規定する添付書類は、次に掲げるものとする。

一　独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）の令和七年四月一日に始まる事業年度（以下「最終事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表

二　会館の最終事業年度の損益計算書

三　会館の最終事業年度の事業年度末の利益の処分に関する書類

四　承認を受けようとする金額の計算の基礎を明らかにした書類